

8 大島商船高等専門学校学生表彰規則

制 定 令和元年5月7日

(趣旨)

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校学則第53条の規定に基づき、大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）の学生表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰の種別及び対象者)

第2条 表彰の種別は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学業成績優秀賞
- (2) 校長賞
- (3) 特別賞
- (4) 皆勤賞・精勤賞
- (5) その他、校長が表彰するに値すると認めたもの

2 前項第1号から第3号に係る表彰は、別表に定める表彰基準のいずれかに該当する者又は団体について行う。

3 第1項第4号に係る表彰については、別に定める。

(表彰の推薦)

第3条 学級担任又は指導教員等は、前条に該当する者又は団体があるときは、別に定める様式により校長に推薦することができる。

(被表彰者の選考及び決定)

第4条 被表彰者の選考及び決定は、前条の推薦に基づき、別表のとおり関係委員会で選考の上、校長が決定する。

(表彰の時期及び方法)

第5条 表彰の時期及び方法は、原則として別表に定めるとおりとする。

(公表)

第6条 被表彰者の氏名等を公表する。

(事務)

第7条 学生の表彰に関する事務は、学生課において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表

表彰の種類	表彰基準	表彰の時期及び方法	選考手続
学業成績優秀賞 (第1号) ※1	在学5年間を通じて、成績が上位で人物も優れている者のうち、各学科原則1名	卒業式において賞状及び記念品を授与	各学科会議の議を経て、教務委員会で選考
校長賞(第2号) ※2	特定の資格試験に合格した者 1 TOEIC 400点以上 2 商船学科関連 ・海事従事者国家試験2級(筆記) ・エネルギー管理士試験 3 電子機械工学科関連 ・第二種電気工事士試験 ・第三種電気主任技術者試験 4 情報工学科関連 ・基本情報技術者試験(FE) 5 その他特別に認められた資格試験	始業式又は終業式において賞状及び記念品を授与	本人の申請(証明書添付)により、キャリア支援室で選考
特別賞(第3号) ※3	1 体育系・文化系で全国レベルの競技大会において入賞(団体・個人)若しくは、これに準ずる特別賞等を受賞した者 2 勉学に精励し、学業成績が特に優秀であり、他の学生の模範となると認められる者 3 研究活動等において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者 4 社会活動(ボランティア活動、人命救助等)に特に顕著な功績があり、社会的に高い評価を受けたと認められる者又は団体	始業式又は終業式(第5学年については卒業式)において賞状及び記念品を授与	関係教員が推薦の上、厚生補導委員会で選考

※1 学業成績優秀賞について

1) 他の表彰(学会表彰等)と重複して表彰することができる。

※2 校長賞について

1) TOEIC 400点以上の対象者は、在籍中1回限りとする。

2) 関連学科の表彰は、学科を問わず合格者を対象とする。

※3 専攻科生は、特別賞のみ対象とする。